

【特集】リプロダクティブ・ライツ再考 (2) : マタニティの再概念化 : 特集にあ たって

GOTO, Hiroko / 後藤, 浩子

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

785

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

1

(発行年 / Year)

2024-03-01

特集にあたって

後藤 浩子

妊娠と出産を一言で意味する言葉としてマタニティ Maternity がある。Maternity Leave = 産休のように、実際に生じた事象を意味するものとして使われる限り、さほど問題は生じない。ところが、マタニティが、内在する特性であるかのように物象化されて捉えられると、妊娠と出産をもたらす特性や潜在的能力という意味を帯びてくる。特に日本語では、マタニティに「母性」という言葉が充てられることが多いが、この訳語はまさに物象化の弊害をもつ。

とはいえ、ラディカル・フェミニズムが登場した 1970 年代、このマタニティが女性に内在する特性であるという前提は疑問の余地なく共有されていたとあっていい。だからこそ、シュラミス・ファイアストーンは『性の弁証法』において、自然が課した不都合な妊娠・出産能力としての母性を生殖技術で女性から切り離し、人工授精で完全に制御する「性革命」を唱えたのである。前号掲載の本特集第一部で取り上げたフランスと日本の運動も、マタニティは女性に属するという前提に立ち、それゆえ、リプロダクティブ・ライツの主体は「産む性としての女性」であり、この権利の確立はフェミニズムの中心的課題であると了解されていた。

ところが、1990 年代以降、女性に内在するものとみなされたマタニティが、労働現場での男女の不平等な処遇を生み出しているという状況認識から、アメリカ合衆国で、女性とマタニティの結びつきを問い直す動きが生じた。ジェンダー化という制度的機能が析出され、ジェンダー論の視座は女性とマタニティの自然的結びつきを解体し、マタニティを脱物象化したが、結果、マタニティの問題は等閑視され、逆にリプロダクティブ・ライツに逆行するような中絶非合法化の動きが加速された。

本特集第二部「マタニティの再概念化」では、このような合衆国の情勢において、一貫してリプロダクションの主体とその権利を問い続けた哲学者ドゥルシラ・コーネルを取り上げ、彼女が試みている「母」の再概念化に光を当て、ジェンダーを超越した新たなリプロダクティブ・ライツの主体の可能性を探る。同時に、女性とマタニティの切り離しの立役者であるとともに、ジェンダー自認問題へと逆噴射させてフェミニズムを墜落させたようにも見えるジュディス・バトラーの思想において、リプロダクションとその主体はどのように位置づけられ把握されているのかを分析する。また、フランスにおいても、いかに歴史的にマタニティが女性、しかも「一人の」母としての女性と結びつけられて物象化されてきたかの分析が行われている。エルザ・ドルラン『人種の母胎』を取り上げ、マタニティが性だけではなく、「人種」や階級というインターセクショナルリティ（交差性）のなかで形成されてきたプロセスを振り返る。

本特集でのマタニティの再概念化の試みが、ジェンダーを超えて「母」への自由を尊重するリプロダクティブ・ライツの具体化の一步となれば幸いである。

(ごとう・ひろこ 法政大学経済学部教授)